

昭和二十七年三月

眞の男女平等のために

——第四回婦人週間の主旨——

労働省婦人少年局

No. 9

はしがりぎ

この資料は、第四回婦人園遊の主旨を解説して、
愛國のかたがたの参考、に供するものであります。

この行争に協力、または参加される各、

昭和二十七年三月

労働省婦人少年局

目次

- 一、婦人の地位及び一般認識しよう
- 二、婦人の権利は、与へられたものか？
- 三、婦人の地位の現状
 - (一)、婦人が現在もつてゐる権利
 - イ、憲法の保障してゐる婦人の権利
 - ロ、家庭関係における婦人の権利
 - ― 民法の保障する権利
 - ハ、職場関係における婦人の権利
 - ― 労働法上の婦人の権利
 - ニ、社会関係における婦人の権利
 - ― 政治、経済、教育、社会福祉の面における権利
 - (二)、婦人はその権利をどの程度自分のものにしてゐるか？
- 四、過去大坪岡の進歩
- 五、まだ権利は充分自分のものになつてゐない。
- 六、婦人の地位を實際に高めるために努力すべし。

三二とはどんなことか？

(一) 家庭では――

イ、家庭に關係ある法律上の権利と義務を正しくおこなふ

ロ、民主的家族の理解

ハ、生活のし方の改善

(二) 職場では――

イ、労働法を正しく理解する

ロ、有能な職業人となる

ハ、婦人を妨さやすくする施設や制度を

活用する

(三) 社会では――

イ、政治、経済、教育、社会福祉に關係

ある法律や制度の知しさを充ちもつ

ロ、市民としての義務を果す

ハ、ひろく世界の婦人と結びあひあつて

五、よりよい社会を作るための権利と義務をい

かちましよう

一、婦人の地位をもう一度認識しよう

戦後一ぱんのでまじい変化があつたのは、婦人の地位である。婦人は、すべての法律の上で、男子と同等の地位にひきあげられた。そこで、長い間の経験になれてきた日本の婦人は、過去大軍向高められた法制上の地位に、実際の状態を造り上げようと、ひたむきの努力をしてきたのである。

いま、日本の政治が占領軍の管理から、はなれるにあたり、占領下の政策に再検討が加へられつゝある。一部では憲法の改正も論議され、その憲法にもとづいたいろいろの法律にも修正を加へることが論ぜられてゐる。このような議論のなかには、一般国民の権利としてどうしても守られなければならないもので、十把一かゆげに愚いものと一緒に捨ててしまおうとする、いわゆる「随行」のまじしき大みえである。

こうした情勢の下にあつて、もはや男女同様に尊重の色をあらはし、婦人の地位を戦前の状態にひきもどそうとする傾向的なうごきもみえて、婦

人の参政権もとりあげる、とか、民法も改正して家族制度を復活する、というような流説さへもきこえ、さつぱり前進しつゝあつた婦人の地位に一歩の不安がはけかけられてゐる。そこで、婦人の地位は、戦後一ぱりゆめぐしのではないかと心配されるのである。

現在の婦人の地位は、日本婦人に不相応なもの排棄すべきものだろうか？ 一休 民主的な社会とは、両性が同じように入同として尊重される社会である。婦人を劣等なものとしておくことは、婦人自身の不幸であるばかりでなく、男性にとつても不幸なのである。一国の文化は、その国の婦人の地位をもつてはけられる、といわれている。婦人が盛衰のようは低い地位にもどることは日本が、平和な文化国家として再出発し、民主的に発展するために必要な大きな意味づけを意味し、国際的にもうたがいを招くことになる。

我々は婦人の地位をゆるがせてはならない。日

本の婦人は、解放された地位にむかひつて、まつしぐらに進行しつゝあるのである。中途で目標を失うようなことがあつてはならぬ。

婦人が、丁度上げられて参政权をつかつて国会議員を送り、婦人解放の實際を示した昭和二十一年四月十日から大正目の婦人の日をむかへる。

二、婦人の権利は「与へられたもの」か？

日本の婦人は、終戦後、昭和二十二年十二月八日参政权を得て、政治的に男子と平等になつたのを手はじめに、男界の平等を全面的に保障した新憲法にもとづいて、民法、教育法、労働法、種々の社会立法によつて、男子と平等の地位にひきあげられた。

これらすべての婦人の権利を、占領治下、連合軍司令部から与へられたもの、婦人は勞せずして授つたもの、と解釈する人々がある。日本婦人の地位はどのように安易に得られたものであろうか？

この大正期に婦人はどんなに自覚したのだろうか？ 實際上の地位はどのくらいまでに高まつたのだろうか？ 二、に、婦人の地位について、もう一度認識をあらたにし、今後さらに實際上の地位を高めるための努力をつけたいものである。

たしかに、婦人の現在もつてゐる権利は、占領治下に、法制化されたものではあるが、婦人の解放のためには、戦前すではやく、明治時代以来多くの先賢者や、有名、無名の婦人によつて婦人参政权の獲得や、公娼廃止、労働関係における男女平等の特権、あるいは田舎保護を旨とした、多くの民主的婦人運動が、かに行われて来たのである。また明治以来、労働婦人として、あるいは家庭婦人として男性とともに、日本社会の近代的发展に寄与してきた婦人は、当然、政治的、経済的、社会的に男性と同じ待遇をうけるべきもの

であつた。それが不幸にして、戦前の日本の社会では、長い間の男尊女卑の伝統のために婦人の当然の権利があたえられなかったものであり、戦後これを得てついに婦人は法律の修築を通じてこゝになるのである。日本の民主化によって、男女平等の権利は欠くことのできない条件なのである。二

三 婦人の地位の現状

それでは、現在、婦人のもっている権利はどのようなものであるか？　そして、過去大正間にどのような発展をとげたのだろうか？　それはどの程度に達かされているだろうか？

(一) 婦人が現在もっている権利

イ 憲法の保障している婦人の権利

今日の婦人の地位を男子と対等のものとして基礎づけているのは、憲法第十三条の基本的人权に關する條項及び第十四条の平等の平等に關する條項である。

△ 憲法第十三条

「すべて国民は個人として尊重される。生命、

れを与えられた権利である」と、偶然の出来ごとのように希ふることはあやまりであり、過去に婦人解放の基礎をつくった日本女性の努力に対する冒瀆である。婦人は今日もっている権利を継承に努めてはならない。

自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

△ 憲法第十四条

「すべての国民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分、又は門地により、政治、経済的、又は社会的關係において差別されない。」

尤もに、婦人も一人の人間として、男子と対等に尊重される人権なのである。婦人の地位すべてはこの保障の上に立つのである。この保障の上に立つて、婦人は男子と等しく、国会、結社、言論、

の自由、居住、職業選択の自由、結婚の自由、教育を受ける自由、勤労の権利と義務、勤労局として組織し、団体交渉する権利、財産権、納税の義務、選挙権など、すべて一個の國民としての権利と義務をもつてゐるのである。

以上のように憲法が保障してゐるところにもとずいて、政治、経済、社会、家庭など、すべての生活の面においての男女平等のあつがいが、いろいろの法律で規定されてゐる。

一 民法の保障する権利

家庭における婦人の法律上の地位は、憲法第二十四條にもとずいて改正された親行親法（昭和二十三年一月一日より実施）によつて、完全に男子と平等になつた。

△憲法第二十四條

「婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、

離婚、並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。すなわち、憲法の制度が廢止されて、戸主権、家督相続、親族會議などがなくなり、家族員は平等に権利と義務を負ふことになった。

また、結婚の自由、夫婦の平等が確定され、成年者は両親の同意なくして結婚出来るし、夫婦は平等に財産管理権や親権をもち、離婚の原因も夫婦に平等であり、貞操の義務も平等なら家族扶養の義務も平等になつた。現在では、相続や婚姻、扶養など家庭内の問題でいざこざがあつたところは、過去において抱大む能力をふるつた家族會議にかわつて、家庭裁判所が相談にのつてくれる。この民法こそ、何百年の長い間、家にあつて父や夫や息子に隷屬してゐた婦人を解放したものであり、旧民法の下で、法律上の強制によつて、戸主の絶対命令のもとに、支配者と従屬者の關係で維持されて家族制に代つて、眞の愛情と協力による、対等の人格を尊重しあつた夫婦、親子の關

係、すなわち新しい家族関係を築くものである。

婦人はこの民法の條項をよく讀み、正しく理解し、家庭にあつても、婦人が一人の人格として公正にとりあつかわれるべきものであることを認識せねばならぬ。また、この民法が、婦人解放の足掛かり、旧民法にくらべていかにすぐれたものであるかをよく知らねばならぬ。旧民法が、妻を低能、狂人と同じに無能な者として扱つていたことを想ひ及すべきである。

ハ、職場関係における婦人の権利

イ、労働法上の婦人の権利

憲法第二十七條において、労働條件の基準を法律で定めるところを規定し、第二十八條で団結権団体交渉権を保障しているのに基き、婦人は男と同じく、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、職業安定法、その他で多くの権利と保護をあたえられている。

△憲法第二十七條

「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

△憲法第二十八條

「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」
 さらに、労働基準法は、男女同一賃金の原則を規定し、また、母性保護の見地から、一、妊婦の妊婦少産の保護事項を設けている。これによれば、妊婦の時間外労働を制限し、休日労働、深夜業の禁止、過剰な業務の就業制限、坑内労働の禁止、産前産後の休業の規定、育児時間、生理休暇の規定などによって、特別の保護をあたえている。また、職業安定法によれば、公共職業安定所の行う職業紹介は、すべての人に均等に行われることになつてゐるから、窓口で、婦人ばかりと云つて差別をうけることはなく、一般の公共職業補導所のほかに、特に婦人のための職業指導所も設けられて、職業の技能をさすけているし、失業者に適用される失業保険も男女に同じように適用される。その他、緊急失業対策法による失業対策事業に資

婦人は登録すれば同職婦人として就労すること
ができる。

これら如く婦人の権利については、比較的大き
な企業で、労組組合活動の活発なところでは、
婦人も教育を受けて理解もしているが、なお、中
小企業や組合のないところに切く婦人のなかには
労組保護規定のあることも知らないものがある状
態である。

二、社会関係における婦人の権利

一政治・経済・教育・社会福祉の面に

おける権利

さきにのべた、憲法の基本的人権の保障と、男
女平等の保障の条項にもとづいて、婦人は、政治・
経済・教育・社会福祉の面で、多くの権利を得た
のである。

まず政治的には、終戦直後、昭和二十二年十二
月衆議院議員選挙法の改正によつて、満二十歳以上
の男女に一律に選挙権が与えられ、翌二十一年
九月、地方公共団体議会議員の選挙権が同じく男
女に平等にあたえられた。昭和二十二年二月、参

院議員選挙権を得、こゝに婦人は完全に参政権
を得た。現在では、公職選挙法のほかこれら
の権利は全部与えられてゐる。そして、三度の衆
院議員選挙、二度の参院議員選挙及び地方公共団体議
員の選挙に投票権を行使してきた。

経済的には、前にのべたように、戦後にあつて
は財産の管理権、相続権を平等に与えられ、
社会的には勤労の権利と義務、勤労の義務を平等
にもつ、職場では労務法規によつて多くの権利を
得てゐる。

教育をみれば、新しい教育法（教育基本法、学
校教育法、社会教育法その他）は、男女平等の原
則をうたへて、教育の機会を男女に均等に与へ、
幼稚園から大学まで、男女が同等の教育を受ける
けることのできることを規定してゐる。

社会福祉に關する法律においても、生活保護法、
児童福祉法、国民健康保険法、厚生年金保険法、
その他の法律によつて、男女ともに、困難してい
るものに対する保護や、児童福祉の立場からする
児童、妊娠婦、母子看護の保護、家族や遺族の

保護など保障され、これにともなつて種々の制度や施設が設けられている。たとえば、生活困窮者を救うための民生委員制度や社会福祉事務所、母子を育てる児童施設、母子寮、保育所、養護施設、児童制度、児童相談所、児童館、誰でも利用できる保健所。あるいは、両親の少尉を指導する、ためる家庭裁判所、少年院や養護院など。これらの法律や制度による保護は、果たに十分とはいへば、それにしては現存するこれらの権利や制度、施設などを婦人は果してどの程度に知つてゐるだろうか？

(二) 婦人はその権利をどの程度自分のものにしてゐるか？

イ 過去 大 年 間 の 進 歩

以上のべにような法律や制度の下で、過去大年間に示した婦人の進歩は、たしかにいろいろといふものがある。

国会には衆参両院に現在二十四人の婦人議員を出してゐると、地方公共団体の議会に議員は總数千名におよぶ状態である。第一回の地方選挙へ臨

和二十二年四月)の当選者七九三名から第五回(二十六年四月)の当選者九六一名に躍進してゐる。婦人の投票率も全国平均で国会議員の選挙では五四パーセントから大八八パーセントの間に上つてゐるが、地方選挙では第一回の二三、八パーセントから八五、八パーセントに上つてゐる。現在婦人町長一名、村長五名である。町議会議員は三四名、町長教育委員は三五名をかぞえる。また、その他公取、たばこ、公安委員、民生委員、家事課指導員、人権擁護委員、児童福祉施設委員などの公取にえらばれてゐる婦人の数は五万名をかぞえる。P・T・Aなどに活やくする家庭婦人、地域婦人団体その他の婦人団体の会員として活動する婦人(約六百万)職場に働く婦人(約三百五十万)労働組合の婦人(約百三十五万)など社会における活動は非断にさかんである。高等教育をうけてゐる婦人の数も五五に達してゐる。これは全く有文以来はじめての進歩ありである。

以上、まだ権利は充分自分のものになつてゐない。

一見このようは進出をしめしているが、これはさばめで短慮論に行われたため、一般婦人は、自分の裁判上の権利を充分理解し、把握し、その上で自分の能力を伸ばした、とはいへない状態にある。婦人は従来きわめて片よった教育を受けたものであり、社会的訓練も強いので、真に実力をもつて男性の間に伍しているものはいない。また、福澤君等の間には相当すぐれた能力のものがみられるけれども、一般婦人大衆との間には大きなギャップがあり、とくに農村には、首のまゝの地位にとりのこされているものが多い。

また、婦人がもっている権利について、多くの婦人が全然無知か、生はんかに知っているが、誤解しているが、あるいは不消化であることが多く、また在府も、長い間の男尊女卑の習慣から、思想的に、又は無意識的に、婦人の権利をいかにまいとすることがある。

・例をあげてみよう。

△ 家庭関係について民法の理解

① ある都会で、婦人指導者が、新民法は、親

をうばすて山に捨てよと教えている。老人を敬ぶ法律だ、と攻撃していた。これは「直系血族及び兄弟姉妹は互に扶養する義務がある」という新民法の規定を知らず、たゞ聞かざりて意見をのべているものである。

② ある地方で、成年の男女が結婚したいと思つたが、親の反対をおされておけおろしてさわがれていた。これは、成年に甘れば結婚の自由があることを知らず、無用のさわざをおこしたものである。

③ ある新聞に、現行民法には、「姦淫を婚姻の条件とする條文がない」と批判してあったが、配偶者の不品行等その他婚姻を継続しがたい重大な理由のある時は裁判によつて離婚できることになっている。

④ 家事審判事件のうち、農村の婚姻放棄が非常に多く、しかもその半数以上が婦人の側が

ら申請されている。婦人も均等に財産相続の権利があることも知らず、また自分が相続の放棄を申請しているのがどういう意味なのかを一向知らない場合が多いという。

⑥ 結婚改組といへば、式取や宴会のせつやくのことばかりで、結婚の目的であるところの、男女が平等の立場に立つて、合意の上で結婚するものということを無視しているものが多い。

△ 財 物 関 係 に つ い て

へ 財 物 法 の 解 釋 解

④ ある婦人は二人の子供を商店屋にうつた金で借金をはたし、自分自身も前借して金を商店屋にあづけ、何人とも憑っていない。これは人権をわきまえぬものであり、財物基準法違反であるが、東武農村のある地方では、食料もたけ手帳をうつてもよい、と考えているものも相当あるという。

⑤ ある小企業の実務で、働く婦人は、労働組合

に入るが、道にすると使用者におどかされて、組合に入らず、組合はわるいものと思つていて、団結権の保障を知らないのである。

⑥ ある事業場では、婦人労働者が月々二回の休日で働くことを使用者と契約している。団体の規定をしらばいからである。

⑦ ある事業場の附属寄宿舎では、台内での婦人労働者の生活を含め、完全に行方して、これは、財物基準法中寄宿舎の自治の規定を知りぬためである。

⑧ 児童行方を行わたるため子女を隠蔽して中絶採取している者がたくさんある。

△ 社 会 関 係 に つ い て

へ 財 物 法 の 解 釋 解

④ 国会、地方議会議員、その地方議員の選挙にふたつて、自分の意思で判断せず、部落や

追贈の申しあがせの人に授受している婦人が相
当ある。ハ公取法學法違反

④ 天災行方不明になつて歸國に迷つた妻子が一
家心中した。これはいけ。民生委員のもとに馳
けつけ、生活保護に附へるのみであつたのである

⑤ 子供をひとへたある赤土人が、生活に窮して
夜の出売に始めて立つて、検査された。これ
も、未だ社会福祉事務所をたよれば、てんぐく
を附ぞ得たのである。

⑥ 出所になされた少年が、いゝをみかけなが
らそのまゝにぼつておいてついに犯罪をひきお
こすやうな例がたゞとてある。これほど児童組
織の困難でも現のつれた人だといけあべきであ
る。

このような例は、我々が毎日目撃したり、さ
たりしていることである。婦人が新しく得た権利
については、婦人も、また社会一般も無理解や誤

解が多く、それらの権利に伴う保護や義務を自分
のものとしてゐる。とはいへない状態である。

また、社会の過激として、婦人の権利を主張す
ること、つまり男女同权とは、がいゝあ天不式のも
のじやありません。男性のほかに、この種
の被害意識にかゝつてゐるものがある。男女平等
とは、男性支配を女性支配におひかへることでは
ない。低くかつた婦人の地位を、男性と肩並べ
るまでひきあげて、共に協力してよき家庭と社会
をつくることなのである。女性が高いことは男性
の不幸なのである。社会が平等になるために、女
性は自分の権利を完全知り、その責づけとなる
義務を承さねばならぬ。

四、婦人の地位を實際に高めるために 努力すべきことはどんなことか？

① 家庭では――

個々の家庭に關係ある法律上の
の権利と義務を正しく
わきまえる。

家庭婦人の地位を規定しているものは民法であるから、婦人はその條文をみな読んで、前述したような民法の目ざす原則と権利、及びそれに伴う義務を知らねばならない。そして、その正しい理解をもつことがまず第一に必要である。

② 民主的が家庭の建設

家政を經營し、天や子供の身のまわりの世話をよくし、一日中まつくろになつて働いているだけで主婦の役目はこじ足れりとする、従来の考へ方をあらためて、妻としては、天と對等の立場で愛と理解によつて結ぶべき、つねに天の愛人であり、親友であり、協力者であり、母親としても子供に心から尊敬される指導者である、といふようは實際に於けるのが理想である。そして、このよう

は要となるためには天も妻の人格を尊重し、完全な協力することが必要である。このような、新しい家族關係こそ、旧い家族制度によつてかわらねばならぬのであるが、そのためには、今後結婚する人たちは、本人同士の愛情と理解を第一に育み、先んじてはならない。また、結婚後も、天と妻との心がはなればなれとばかりいふように、お互に努力することが必要である。また子供の教育にあつては、子供の人格を尊重して、自分達の持てるもののようにとりあつたことなく、自分で正しい判断ができる、よい市民となるようにしむけなくてはならない。

また、若夫婦と老夫婦とが同居する場合にもそれぞれ、確立した地位であることをわきまえてお互いの所へ方々くらし方をかさないだけの度量がはいとうよくゆかない。

健全で、協力的な、新しい家庭、家族員の一人一人が大団圓な人格であるところの家庭の建設こそ

婦人の地位を家庭のなかで確立するものである。

ハ、生活のしかたの改善

このように民主的な家庭をつくらうにすると、
どうしても現在のくらし方の不合理な点を改善し、
生活にゆとりをもたせ、家族がともにたのしくく
らせるように工夫する二点が必要になつてくる。
また、生活が合理的になれば、それだけ家庭関係
も民主的になるのである。故に、衣食住の技術を
研究して能率的にし、生活の仕方を改善して少し
でもくらしよくするよう努力したいものである。
これは家庭における婦人の地位をたかめるための
具體的の方法である。

④家庭生活を向上させる方法についての

参考資料

- 中央婦人向委員会「家庭生活委員会」
- 報告（婦人関係資料シリーズ附）
- 家事能率向上の手引（婦人関係資料第千号）
- 有能なホーム・メーカーとなるため
- の工夫（婦人関係資料第千号）
- 生活のしかた（働く人の家庭を明るく

（パンフレット附）

○主婦のはためき（リーフレット附）

○生活のしかたを工夫しよう

（働く人の家庭へ）（リーフレット附）

（註）この資料は向れも婦人生活誌発行による

ものである

（二）職場では――

イ、労働法を正しく理解する

働く婦人は、各種の労働法を正しく理解し、
よくに前進した婦人に関係ある事項については承
知研究して、その権利を正しく使うことが肝要
である。

ロ、有能な職業者となる

働く婦人は権利をフル（完全）に主張するのと
もに、そのうらやみとしての義務、つぎにフルに
働くことを心がけたい。職業者としての責任を
おろし、職業者として責任ある働きをすることに
よって、職場において男子と同等の地位をかうと
して磨かねばならない。婦人の地位の高い先進国に

に於いても、初く婦人が有能な初き手とならうとする、長年にならる、たゆまない、努力ののちに、ようやく今日のような職業上の地位をかく得たのである。

有能な初き手となるためには、職業人としての技術を身につけることが要件となる。事実公共職業安定所の窓口でみると、就職希望者のなかでも、タイア・選別、そろばんなどの技能をもつていゝるものの方が就職率がよいし、また今年度中学、高校卒業生が希望就職先をつたはれてゐるのに、大半が職業など専門の教育を受けたものは、わりあひ就職しやすいと低くあられてゐる。最近では、職業訓練や未亡人で就職するものが増加してゐるが、年配になるといふ漠然と求職したのではなかなかに就職はむづかしい、相当の学歴があつても特殊技能がないためやむを得ず中や兼役婦のような技能のいらぬ、仕事にくよりぬ、といふ状態である。故に、少しでも就職を容易にするため、また就職後の地位を高めるために婦人は職業の技能を身につけることを真に人にかかけなくてはならぬ。

はなやない、ハ、婦人を初きやすくする施設や、訓練を活用する。

このように、婦人は職業人としての地位を高めるために技能を身につけねばならぬが、そのためには公共職業補導所を利用して職業技術の補導を受けることや、民間の職業学校で仕事の余暇に技能を身につけること、あるいは夜間学校に通つて専門的職業の資格を得ることなど、現在設けられてゐる、いさ／＼な施設や機会を十分に活用すべきである。

また、会社や組合の福利施設、公共の施設で働く婦人の利用でさるもの、たとえば、託児所、診療所、晒乾機、生活共同組合、などを充分活用して、職場外の生活を合理化することは、職業人としての能率を高めることに役立つのである。扶養家族をかくえてゐる遺家族や未亡人の場合は、公共の保育所、授産所、天同作業所、生活館などの施設を利用して、生計のためにつくべきこともまたある。公共職業補導所で職業指導を受ける人は、

た方の就労率は非常に高いといわれている。
 二つして、取場において、婦人はその権利と
 義務をもう一度しっかりと把握することだ。職業人
 としての地位を高めるために必要である。

参 考 資 料

婦人の職業—アメリカ婦人の進歩と成長—

(海外婦人労働資料 No 32)

結婚婦人と家庭をもつ母親の経済

(同 右 No 33)

統計調査—婦人労働統計資料 No 6—

婦人職業の紹介—パンフレット No 16—

婦人を雇おうとする雇用者のために

(パンフレット No 15)

有能な職業婦人になりまう—パンフレット No 29—

労働者のための施設—海外婦人労働資料 No 25—

女子労働者に対する洗面及び便所の施設

(同 右 No 26)

英口工場法中取場施設に關する規定の沿革

(同 右 No 27)

女子の取場施設—婦人労働調査資料 No 3—
 労働基準法及び附屬命令中取場施設に關する規
 定の沿革—一般婦人労働資料 No 5—
 女子の取場施設についての労働基準試案

(同 右 No 6)

婦人にかかわしい取場施設を—パンフレット No 22—

(註) この資料は何れも婦人が無償発行のもの

である。

(三) 社会では

政治、経済、教育、社会福祉、に關係

ある法律や制度の、知しさを

紹介にもつ

ここにのべたように、憲法の基本的人权と男女

平等の保障にもとづいて、婦人は、政治、経済、

教育、及び社会福祉において受ける権利や保護を

得ている。これらについて、創設したような模範

や不消化がはいように正しい知しさをもちように

努力したい。

口、市民としての義務を果す

これより、社会生活に關係ある法律や制度の正し
い認識のもとに、各々の権利を正しくつかうこと
から、道徳的社會の市民としての意識は生れる。
市民としての意識はさらに一歩をすすめて、自分
の住む村・町・市さらに國を住みよくするための
活動へと発展する。自分達の收めた税金で、自分
の町の圖書館や学校の設備をよくし、道路を改修
し、あるいは貧しい母子家庭を救うための生活保
護に努めて、または失業者のための救済事業を起すた
めに、婦人は正しい与論を地域の政治に反映して
る力となることのできる。それはまた、國全体の
政治をよくする力ともなるのである。

能力ある婦人はぜひそう人で、自ら託與に立候
補し、又は公職をひきうけて、市民としての第一
級の活動をするによつて、積極的に社会にお
ける婦人の権利と義務を果すことのもをまとい、
へ、ひろく、世界の婦人と連けいし
協力する。

こうした、市民としての活動は、なおすすんで
ひろく、世界の婦人との協力によつて一層の意義

をもつ。

従来、ともすれば、婦人は日常生活と世界の情
勢とのむすびつきに対して無関心であつた。けれ
ども、事實は、物價にも文化にも國の政治にも、
世界のうごきが密接にかんけいしている。

日本はいま、國際社会に復帰しようとしている。
婦人自身が國際情勢にうといまゝに、世界の婦人
の地位の日々進歩しつつあることを知らず、日本
の婦人の地位が現在のように不充分な状態のまゝ
で、かりに逆行するようなことをおそれれば、日本は
國際的信用を失うであろう。

そこで、日本の婦人は、現在もつてゐる高い、
法制上の地位を眞に實現のものとするために、以
上のべたような、家庭、職場、社会の生活におい
て地位の向上に努力するべく、互いの情報を交換し
の婦人との便りくをとり、互いの情報を交換し
その地位の向上を互いに助けあひ、婦人の地位に
危機あるとは互いに支持しあうことが重要であ
る。

そのためには、資料の交換や、國際的会談で婦

關係あるものにはでざるだけ代表を送つて意見を交換したいものである。

終戦後、日本婦人が出席した国際的は会託としては、国際連合婦人の地位要質会、ユネスコ会託、

ワシントンシスコ議和会託、世界YWCA会託、

コミスコ会託、汎太平洋婦人会託などがありまた

昨年、ILRIには正式加盟がゆるされたが、この

五「よりよい社会をつくるため

権利と義務をいがくましよう

第四回婦人週間はその目標を「婦人の地位の再認識とその向上」においている。これは、多くの婦人と、婦人の問題に理解ある男性が、樹せすして一致、推せんした目標である。今日ほど、婦人がその権利をよく見なおし、それを正しく認識し、生かしてつかうことの必要を感じられる時は、正しいのである。

それは、男女共に、日本の社会をより民主的、よりよい社会とするために必要なのである。それ

会託では婦人労働者にも関係ある問題を論議されることがあり、そのような場合には、参加各国の代表に少くとも一名の婦人の顧問の出席を要求されることになっている。

で、婦人週間という日本婦人の政治的解放の記念の週間に、とくに全日本婦人によびかけて、婦人の権利と義務とを、家庭や職場や、社会生活のなかで真に生かすことを誓いあう一大キヤムペンとしたものである。これには、男性をふくめた各方面の協力がなくてはならない。